

## 《幼稚園における感染症の『登園許可証明書』について》

◆幼稚園は、毎日小さな子ども達が長時間集団で生活をする教育施設です。幼稚園において予防すべき感染症については、集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、学校保健安全法により、他への感染の恐れのある期間は登園できないことになっています。

診断を受け次第幼稚園へお知らせください。その期間は「出席停止」となり、欠席とみなしません。登園するときは、**医師が記入した下記の『登園許可証明書』**を提出してください。(インフルエンザは「治癒報告書」を提出)

◆子どもの病状が回復し、健康回復状態が集団での生活が可能な状態となるからの登園となるようご配慮ください。

※「幼稚園において予防すべき感染症の出席停止期間」については、別紙を参照ください。

※「登園許可証明書」はコピーしてご使用ください。

## 《 登園許可証明書 》

さくら幼稚園長 あて

入所児童氏名

年 月 日生

病 名

病状も回復し、感染の恐れがなく、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印

### ※かかりつけ医の皆さまへ

幼稚園は毎日小さな子ども達が長時間集団で生活をする教育施設です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、「登園許可証明書」の記入をお願いします。

### ※保護者の皆様へ

子どもの病状が回復し、かかりつけ医により感染の恐れがなく、集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際は、この「登園許可証明書」を幼稚園に提出してください。